

番号	14
措置の名称	特定非営利活動促進法における国税庁との連携に関する通知の発出等
措置の内容	<p>平成 24 年 4 月 1 日から改正後の特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）が施行されることにつき、国税庁はこれまで認定事務の一般的なノウハウを各種説明会等を通じて地方団体に提供してきており、今後も地方団体の要望を踏まえ同様に対応していくこととしている旨、また、同法においては、国税、地方税の賦課・徴収の両面において納税義務を遵守していないことを示す滞納処分及び重加算税賦課決定処分について、税務当局が認定特定非営利活動法人等にこれら処分を行ったことを新たに欠格事由とし（第 47 条）、これら処分の有無について、所轄庁が国税庁長官等の意見を聴くことができる規定（第 48 条、第 65 条第 7 項、第 67 条第 4 項）、及び、当該事由があると疑うに足りる相当な理由があるため所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適切な措置を採ることが必要であると認める場合には、国税庁長官等が所轄庁に対して意見を述べるることができる規定（第 68 条第 2 項）（いわゆる双方向の情報共有規定）が措置済みである旨、北海道環境生活部長宛に「特定非営利活動促進法における国税庁との連携について」（平成 24 年 3 月 30 日付け府市第 192 号内閣府大臣官房市民活動促進課長通知）を発出し、周知している。</p> <p>また、同法の改正による新たな認定制度の執行に係る費用については、「新しい公共支援事業」による基金の活用について措置を講じたほか、所要の地方財政措置が講じられている。</p>
関係省庁	内閣府、国税庁